

教育厚生委員会会議録

日時 令和2年12月9日(水) 開会時間 午前 9時59分
閉会時間 午後 2時51分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 山田 七穂
副委員長 臼井 友基
委員 浅川 力三 杉山 肇 遠藤 浩 宮本 秀憲
鷹野 一雄 大久保 俊雄 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 小島 良一 福祉保健部理事(民生次長兼職) 成島 春仁
福祉保健部次長 下川 和夫 福祉保健部参事(衛生薬務課長事務取扱) 大澤 浩
福祉保健総務課長 津田 裕美 健康長寿推進課長 細田 尚子
国保援護課長 眞田 健康 障害福祉課長 古澤 善彦
医務課長 齊藤 武彦 健康増進課長 高橋 直人
子育て支援局長 依田 誠二 子育て支援局次長 渡辺 真太郎
子育て政策課長 土屋 嘉仁 子ども福祉課長 小俣 達也

教育長 斉木 邦彦 教育次長 小林 厚
教育監 嶋崎 修 教育監 井上 耕史 理事 降旗 友宏
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 小田切 三男
福利給与課長 小尾 一仁 学校施設課長 藤原 さつき
高校教育課長 荻野 智夫 義務教育課長 中込 司
高校改革・特別支援教育課長 百瀬 友輝 生涯学習課長 山岸 ゆり
保健体育課長 上田 直人 ICT教育推進監 遠藤 豊
働き方改革推進監 小俣 義一

議題

(付託案件)

- 第98号 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例中改正の件
- 第99号 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例中改正の件
- 第103号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、

第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

- 第110号 動産購入の件
- 第111号 動産購入の件
- 第112号 動産購入の件
- 第113号 指定管理者の指定の件
- 第114号 指定管理者の指定の件
- 第117号 指定管理者の指定の件

請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

請願第2-16号 ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第2-2号及び2-16号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、福祉保健部・子育て支援局関係、教育委員会関係の順により行うこととし、午前9時59分から午前11時58分まで福祉保健部・子育て支援局関係、休憩をはさみ午後1時29分から午後2時51分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 福祉保健部・子育て支援局関係

※第98号 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第99号 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例中改正の件

質疑

杉山委員 梨の実寮、あさひワークホームは、いずれも40年程度たつ施設ですが、当然ながら改修や建てかえが必要になると思うんですが、施設についての提案というのは具体的にありましたか。

古澤障害福祉課長 委員御指摘のとおり、いずれの施設も古く、建てかえや改修が必要になるのではないかというお話がございました。梨の実寮につきましては、今回提案のあった手をつなぐ親の会から、移譲後10年以内に施設の建てかえを行うといった提案がございました。資金の計画などにつきましても想定費用、資金調達の手法といったことについて具体的に示されております。

また、あさひワークホームにつきましては、令和4年に屋上の防水工事など大規模改修を行うという御提案がございました。また、建てかえにつきましても建築士等専門家の方々の御意見を聞きながら具体的な検討に入るというような方針でありまして、建てかえ費用などについて試算をし、鋭意、資金の調達に取り組むということとしている御提案がございました。

杉山委員 わかりました。そのようなお話になっているなら、資金とかそういうところで不都合が生じないように、しっかりとした計画のもとで行っていただければと思います。

それからもう1点、2ページの丸の2つ目のところに、サービスの水準の維持向上が期待できるということが書いてありますけれども、それは具体的にどういった内容になりますか。

古澤障害福祉課長 サービスの向上の提案につきましては、梨の実寮につきましては、手をつなぐ親の会から法人が施設の周辺にグループホームなどを有しております。こうした施設を活用しながら入所者の地域移行を進めていくというお話ですとか、先ほど建てかえのお話もございましたけれども、建てかえをしますと居室の個室化といったことでサービスが向上します。この実現を早くしたいという御提案がございました。

あさひワークホームにつきましては、利用者の個々のニーズに応じた豊富な就労支援のプログラムを用意していき、一般就労に向けて支援を充実するとともに、自らが運営をいたします相談支援事業所というものがございます。こちらも最大限に活用して、グループホームなどへの移行、自立した生活が営めるようにということで取り組んでいくという方針の提案がございました。

杉山委員 いずれにしても、今後、施設を利用される方にとっていい結果にならないかと思いますが、具体的な提案のもとに、委員会で評価をされた。その結果、適当であるという最終的な判断になったわけですが、委員会において、その提案が総合的にどういった評価に至ったのか、もう少しお願いします。

古澤障害福祉課長 評価についてでございます。まず、いずれの法人も施設の開設当初から適切な施設運営を行ってきております。梨の実寮につきましては、昭和53年から42年間、あさひワークホームについては、昭和58年から37年間、設置から同じ法人が適切な運営を行ってきております。

個別の評価につきましては、梨の実寮の譲渡先の候補者であります手をつなぐ親の会は、安定した管理運営が行われる十分な資金力があるというのが、まず1点大きい点で高く評価をいただいたところでございます。また、建てかえの計画を設定してございまして、障害者の生活の質を向上させるといった多様な取り組みが記載されておまして、こうした具体的な提案が選定委員会から評価をいただいたところでございます。

あさひワークホームにつきましては、利用者の一般就労への取り組み、それから地域生活への移行といった取り組みが充実しています。さらに職員の資質、管理職のマネジメントの向上といったところにも力を入れることとしておまして、こうしたことが内容に盛り込まれております。

また、令和4年には大規模改修を、その後の建てかえ計画についても具体的に触れられています。先ほどの梨の実寮と比べると若干、経営的基盤が低いんですが、ここも補強しながら資金力をつけていく方針を持ってございます。

選定委員会の評価につきましては、梨の実寮の有効使用ということで、手をつなぐ親の会の評価につきましては100点満点中89.5点で、あさひワークホームを引き受ける山梨県障害者援護協会につきましては、100点中82.2点ということでございます。先ほどお話をさせていただきましたけれども、障害者援護協会は若干資金力が低いということで点数が低くなっている状況でございます。

杉山委員

高い評価で譲渡と判断されたということであれば、納得するのですが、もう1点大事なところで売却価格ですが、この資料によると価格は候補者からの提案価格によるということ欄外に書いてありますけれども、この売却価格は当然ながら県としての評価額を出して妥当な金額で売却するということだと思っておりますが、価格の金額について、どういったところで中立性、公平性を担保しているのか、お聞きしたい。提案価格が売却価格だということなんですけれども、括弧の中に鑑定額が同時に書いてあるんですが、説明をもう少しお願いします。

古澤障害福祉課長 売却価格につきましては、鑑定価格をもとにお示しして、その価格以上の価格を御提案いただいたということでございます。この鑑定価格の設定に当たりましては、建てかえの話も出ていますとおり、施設自体は大分老朽化をしております。そうした老朽化の状況等を建築士などに見ていただくような形を取りまして、まず施設自体をしっかりと確認をする。その上で今同じものをつくればどのくらいの価格になるのかということ計算した上で、年数がたっておりますので、その分割り落とすというような形で評価をした鑑定書が提出されています。

望月（利）委員 公募型プロポーザル方式で選定されたということですが、その公募に手を挙げたの

は、これまで指定管理をやっていた方々だけですか。この2つだけですか。

古澤障害福祉課長 現指定管理者のそれぞれ1法人ずつでした。

望月（利）委員 素朴な疑問ですが、もう建てかえ目のものを例えばこの金額で買うという、先ほど杉山委員の質問の中で建築士とか鑑定士のはじいた金額のもと、先方から提案があった金額ということですが、イメージが湧かなくて、この900万円と2,000万円はかなり差があります。建物自体は5年くらいしか老朽化の度合いが進んでない中でこの差が出た理由をお聞かせいただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 この5年についてですが、耐用年数の40年を超えているかどうかというところで差が出るというお話でした。整備をすればその分価格は当然高くなり、買う方がその金額を当然払うという話になります。それよりも、新しくそれを引き受けようという方が自分の法人の考え方で、利用者の目線に立って新しい施設をつくるという考え方のほうが恐らく妥当だという判断をさせていただきました。民間事業者が整備をする場合には国、県で補助制度を一応設けており、今後、事業者が施設整備をするときには補助ができるように国にも働きかけていきたいと考えてございます。

望月（利）委員 施設規模について、私は行ってみたことがあるんですけど、そんなに敷地とか建物とかのボリュームには差がないと思うんですけど、先ほどの質問の答弁の漏れという部分もあり、もう1回質問させてもらいますが、この根拠というのは900万円と2,000万円、どんなところに違いが出てこういう形になったのかということをお聞かせいただけますか。

古澤障害福祉課長 本体は構造上どちらも鉄筋コンクリートですけども、実際の鑑定評価の積み上げの中でそうした差が出てきているということでございます。

山田（七）委員長 資料がないようでしたら、後でお示ししていただければと思います。

古澤障害福祉課長 そのようにさせていただきたいと思います。

山田（七）委員長 ただいま望月委員から要求のありました資料につきましては、委員会として執行部に資料要求いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

山田（七）委員長 執行部に申し上げます。ただいま望月委員から要求のありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、各委員に配付をお願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第113号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第114号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第103号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(青木ヶ原樹海イメージアップ強化事業費について)

大久保委員 私からは課別説明書、福5ページの青木ヶ原樹海イメージアップ強化事業について、お聞きいたします。新型コロナウイルスの影響で、私の周りの地域も宿泊、飲食、運輸、小売り、ありとあらゆる業界で大打撃ということで、働いている方も雇止めとかがあり、経営者も経営モチベーションがどん底ということで大変な状況です。しっかりとこの施策を山梨県としてしなければいけないという中で、まずハイリスクといわれる青木ヶ原

樹海に自殺で来られる。生きる喜びの象徴とありますが、来られる方は、そういう次元のものではないということで、この取り組みを実施することを承知している中で本事業を行うことになった経緯について、改めてお伺いしたい。

古澤障害福祉課長 樹海周辺につきましては、毎年多くの自殺企図者が訪れておりまして、みずから命を絶っているという状況でございます。県では365日声かけや保護活動といった取り組みを進めてまいりました。しかし、樹海の負のイメージというのは根強くて、根本的な解決にはこうした対策だけでは限界がある状況です。特に、今、委員も御指摘になったとおり、新型コロナウイルスの感染症によりまして全国的に自殺リスクが高まっているということでありまして、このハイリスク地である樹海の負のイメージを払拭していくということは喫緊の課題と考えております。

こうした中、樹海を舞台とするホラー映画が公開されることになりましたけれども、表現の自由の保障という観点から、これを差しとめしたり、見直しを求めるといったようなことは難しいという状況にありまして、この機会に、逆に樹海の豊かな自然を命の源として広く県内外に発信してイメージアップを図っていくとしたところでございます。

大久保委員 今、説明がありましたようにホラー映画が公開ということですが、逆効果になる可能性もあると思います。これだけ青木ヶ原樹海ということで毎年大勢の方が来られる中でPRポスターはどのようになっていますか。もう少し具体的に書かないといけないと思いますし、私は、青木ヶ原樹海は簡単にはいかないと思います。例えば、青木ヶ原、森の都というように名前を変えることも私は必要ではないかと思いますが、PR等について具体的に説明いただけないでしょうか。

古澤障害福祉課長 今、この具体的な事業の内容についてでございますけれども、樹海のイメージアップには映画をPRするポスターや動画と対比するように、樹海の魅力を発信する内容のポスター、動画を別に作成いたしまして、ポスター同士を一緒に掲示をする。イメージが悪いものとよいものを並べて貼るというようなことですか、例えば動画については映画館で上映する前にCMが流れますが、そのCMとしてイメージアップの動画を流すといったことを考えておりまして、こういったことが効果的だと考えております。具体的なポスターの内容につきましては、東映が作成するポスターやチラシと同じような構図にしていく。同じような場所を使うというようなことですか、動画にも同じようなシーンとか、その中に出てくるキャストといいますか、登場人物を活用し、逆によいイメージを広く知らしめられればよいと考えております。

大久保委員 表現の自由はあるんですけど、例えば樹海の場所を特定すれば、逆に変な聖地になる可能性もあるわけですし、最終的に効果が出なければ意味がないというところで、部局横断的に国内観光推進費の中で樹海対策、ネイチャーガイド、フォトコンテストなど、761万円取っているんですが、連携といった部分、部局横断的に取り組む必要があるという中で、この事業の例えば収支目標を設定するとか、この実施によるどのような具体的な効果を見込んでいるのかを1点最後にお伺いしたいと思います。

古澤障害福祉課長 青木ヶ原樹海は、インターネットで自殺場所と検索をすると上位に出てくるという状況があり、負のイメージが根強いということでございます。これが自殺企図者の来訪につながっていると考えておまして、この負のイメージを払拭することによって自殺企図者の来訪を減少させるという効果があると見込んでおります。

今、委員が御指摘になりましたとおり、今回、事業を立ち上げるに当たっては、樹海村の映画にあわせて自殺対策という面で対策を打つだけではなくて、イメージをアップし、そこを訪れてもらうところまでつなげていくということが大事だと思います。福祉保健部と観光文化部が連携をしてやろうという方針のもとで計上させていただいている予算でございます。ネイチャーガイドツアーやフォトコンテストといったことを開催いたしまして、県内外の方々に樹海に対する関心ですとか親しみを持っていただき、そのことで自殺企図者が来訪しにくい環境ができていくのではないかと考えております。

(病床の確保について)

遠藤委員 空床補償の件でお伺いしたいと思います。既定予算と比較をすると、補正が約1割になるんですけども、現状の中で1割ふえるという認識でいいのか、あるいは新しい空床分がふえたのでそこにあてがわれるのか、イメージを教えてください。

高橋健康増進課長 福の7ページでございます空床補償の確保の経費についての御質問をいただきました。実際には既定の予算のうち入院を受け入れた医療機関などにお支払いをしている空床補償の経費は、131億円余のうち45.7億円でございます。新たな単価に基づいて積算をしました今年度の全体の空床確保の事業費は59.1億円と見込んでおまして、その差額について追加で計上するものでございます。なお、単価の増額につきましては、これまでは病床1床一日当たり重点医療機関でありますと、5万2,000円を積算の基準としておりましたところ、これを増額しまして7万1,000円に改めまして4月1日にさかのぼって増額をすることとしております。

遠藤委員 わかりました。これは第3次補正とは関係なく、今までの予算でやるということでしょうか。

高橋健康増進課長 今回、追加の補正予算ではございません。9月に閣議決定された予備費で増額されたものを踏まえて対応するものです。

(私立幼稚園トイレ手洗い場自動水栓整備事業費補助金について)

臼井副委員長 課別説明書の子の2ページ、私立幼稚園トイレ手洗い場自動水栓整備事業費について何点かお伺いさせていただきたいと思います。現在、コロナウイルスですけれども、非常に猛威を振るっている状況の中で、県内幼稚園でも感染者が出ていて、大阪府では未就学児の子供が、基礎疾患はあるということですけど、重症者が出てしまったというニュースもありました。

本当に幼い子を持つ御家族の方々の心配とか不安は非常に大きいものだと思っております。今回のこの事業の内容、またこの対象施設数等をどの程度を想定しているのか、まずお伺いをいたします。

土屋子育て政策課長 私立幼稚園のトイレ手洗い場の自動水栓事業は委員御指摘のとおり、感染症が再拡大時期にある中で、必要な教育活動を継続することができるように、多くの子供が利用するトイレの手洗い場の自動水栓の整備に対して支援を行うものになります。

事業の対象ですけれども、県が所管しています幼稚園と幼稚園の認可をもととする幼稚園型認定こども園は44施設のうち要望があった31施設、箇所数でいうと396箇所の整備を対象としておりまして、手洗い場の自動水や非接触式のセンサー式に改修するための経費の3分の2について補助をすることにしております。

臼井副委員長 44施設のうちの31施設ということで、今回の31施設以外の施設はどのように対応されるのか、気になるところではありますけれども、今回、学校法人の設置する私立幼稚園を対象としているような状況でございますけれども、これまでその私立幼稚園に対してどのような感染対策を取り組んできたのかお伺いをします。あわせて保育所を含めてこれまでどのような形で対応してきたのかお伺いいたします。

土屋子育て政策課長 これまでの私立幼稚園や保育所等に対する支援として国からの通知も含め感染防止のための対策についての助言や指導等を行ってきたところです。令和2年2月議会、今年度4月臨時議会では、県の所管する幼稚園や認可外保育施設などに、マスクや消毒液等の購入に対する支援を行ってきたところです。また、幼稚園につきましては6月議会において1施設当たり50万円を上限としてマスク等の購入費や感染防止への取り組みに係る人件費など係り増し経費への補助も行ってきたところです。なお、市町村が実施主体となる保育所につきましても、各市町村が国の交付金を活用して自動水栓の整備等の感染防止対策に取り組んできましたが、県としても9月議会において新たに創設された交付金を活用して人件費など感染防止のための取り組みに必要な係り増し経費等について支援を行っております。

臼井副委員長 今、御説明いただいたいろいろな支援策、国の補助金とかそういった支援策は、実際どれくらいの幼稚園が活用しているのかという数字、データの的なものももしあれば教えていただきたいと思います。

土屋子育て政策課長 これらの交付金等を活用した事業につきまして、まさしく今、市町村等を通じてあるいは幼稚園については県が直接ですけれども、交付申請ですとか内容について取りまとめているところでして、最終的な数字については、今後、お示しができると思っております。

臼井副委員長 今、申請を受け付けているところということですので、ぜひこういった制度を知らなかった、あるいは使い方がどうなのか、どういったことに使えるのかとか、事業

所の皆さんも日々の仕事で非常に大変苦勞されていると思いますし、忙しいと思いますので、ぜひそういったところを丁寧に説明していただいて、せつかくの支援策ですから、100%の事業所が使っていただける促しをしていただきたいと思います。

これまでコロナに関しては終息の見通しが全く立っていないというような状況でありますけれども、今後の感染対策というものを何かお考えになっていることがあれば教えていただきたいと思います。

土屋子育て政策課長 今後の感染対策について、まず、今御指摘のあったできるだけ多くの施設に使うということですが、幼稚園等につきましては私学振興会と連携を図りながらしっかりと周知に取り組んでいるところです。また、保育所等につきましては、市町村が交付の実施主体となりますので、市町村を通じて周知を行っているところであり、全く申請がない市町村には、こちらから本当に今回の事業を活用しなくて大丈夫か、しっかりと周知しているか電話で問い合わせながら事業を進めているところです。

また、今後の取り組みについては、県内の幼稚園、保育所も感染者が出るといったような状況もあり、感染の拡大が危惧される状況と認識しております。また、保育所や幼稚園ですと、運営を行っていく上ではどうしても密接とか密集といった状態にならざるを得ないという状況はあり、行事などについてもいろいろなマニュアルがありますけれども、開催についてその都度判断に迷うといった声も現場の方から聞いているところです。関係団体からも、今ある感染症対策マニュアル等の充実強化の支援を要望されているということもありまして、今月には保育関係団体、幼稚園の関係者あるいは医療関係者からなる協議の場を設けて、本県独自の感染症の対策マニュアルの策定をして、県内の幼稚園、保育園等、幼児保育を実施する施設への支援を進めていきたいと考えております。

臼井副委員長 マニュアルの充実というのは極めて重要だと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。コロナウイルスが非常に長期化している状況でございます。幼稚園とか保育所で働くいわゆるエッセンシャルワーカーの方々は苦勞なさっていて、御努力、御尽力には頭が下がる思いであります。市町村との連携、あるいはそういった業界団体との連携というのは絶対欠かせないものだと思っております。県だけでどうこうできるということは限界もあるかと思っておりますので、ぜひ市町村の皆様、そして私学振興会初めそういった団体の皆様と十分な連携を取っていただきまして、協議の場をつくるなんてこともありましたけれども、現場の働いている方々の声を直接聞いていただきたい。この協議の場はどういう方々かわかりませんが、直接子供たちに支援を行っているような方々の話を直接聞くような機会もできればつくっていただいて、今後の感染対策に生かしていただきたいと思います。そこをお願いして質問を終わらせていただきます。

土屋子育て政策課長 今年度に入って知事と語る会ということで、現場の保育士ですとか、経営されている方と直接意見交換できる場を設けさせていただきました。また、12月に開催する委員会には、現場で保育所を運営する方、保育士の代表の方、それと保育士を養成する県内全ての養成学校の先生方、また、看護協会の方も入っていますが、今回は、感染症

に対して特化してということで、感染症の専門家の先生方の意見や専門的な立場の方からの意見も聞く中で、感染症対策について充実強化できるようなマニュアルを作成していきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 動産購入の件

質疑

(動産購入の件について)

遠藤委員 今、110号の説明を受けましたが、次の111号と類似案件ですので比較をしながら御質問させていただきたいので111号も説明いただきたい。

(執行部から説明あり)

まず、110号、111号を比較させていただいて、病院が山梨大学医学部附属病院と山梨県立中央病院ということですが、この病院を選定した理由についてお伺いします。

齊藤医務課長 まず6月に予算を計上させていただく際に、本県で2台購入したいと考えておりました。いろいろ選択肢はありますが、まず私どもの決め手になりましたのは、まさにコロナ対策ということで県下の2トップ病院ということで、山梨県立中央病院と山梨大学医学部附属病院を選定したというところでございます。この両病院につきましては、特に重症患者の方々へのケアをしていただいておりますので、この両病院には感染症対策に万全を期していただきたいという願いを込めまして、医療コンテナを両病院に設置したものでございます。

遠藤委員 次に、所有者が同一ということですが、この入札に当たってどのような入札を行ったのか、また応札が何件あったのかお聞かせください。

齊藤医務課長 この入札でございますけれども、一般競争入札で行わせていただきました。応札していただいた業者につきましては、マコト医科精機のみでございました。

遠藤委員 これは別々に入札したんですか。それとも一括で入札をしたんですか。

齊藤医務課長 個別に入札いたしました。

遠藤委員 認識がないんですけれども、最低価格を示した上で見積りをいただくのでしょうか。

齊藤医務課長 最低価格につきましては明示しておりません。

遠藤委員 それから価格が微妙に違いますが、これは例えば運搬経費くらいの違いのレベルでよろしいのでしょうか。

齊藤医務課長 それにつきましては業者の見積の結果でございます、詳細はわかっていないところでございます。

遠藤委員 コロナへの対応ということですが、コロナ収束後はどのように活用するのか、お伺いして終わります。

齊藤医務課長 コロナ終息後につきましても引き続き両病院におきまして外来診療施設として使っていただければ、本県の医療提供体制の充実が図られるものと考えているところでございます。また、コンテナにつきましては、トラックによりまして運ぶことができるという機能性にもすぐれていることでもありますので、災害時におきまして被災現場、避難所等々で臨時の医療施設などとして活躍できるのではないかと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第111号 動産購入の件

質疑 質疑は第110号の動産購入の件とあわせて行った。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願 2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採
択を求めることについて

意見

遠藤委員 公立・公的病院の再編・統合の再検証対象となりました県内7つの病院の中には、国が病院名を公表する前から、独自に今後の運営方針等を検討している病院もあり、地域医療構想そのものは推進していかなければならないと認識しております。

また、今回コロナ禍において公立・公的病院の貢献度も非常に高いということもあり、国においても、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、地域における感染症への対応等も踏まえた上での検討がなされると思いますので、その動向を注視し、継続審査とすることが適当と思います。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(新型コロナウイルス対策について)

臼井副委員長 新型コロナウイルスの対応のことについて、何点かお伺いをさせていただきたいと思
います。

11月からコロナ感染者が大変急増している状況でありまして、全国でも連日2,000人前後の感染者が出ています。山梨県においても一日に20人以上感染者が報告されるということも珍しくない状況になっている状況です。また、クラスターも発生を
してしまして、大勢の方が感染をしている状況にあります。

東京都とか大阪府も今、非常に厳しい状況になっているかと思えますけれども、全国的な感染傾向に比べてこの山梨県での感染の状況、傾向について、どのように評価をしているのか、まずお伺いをいたします。

高橋増進課長 本県の現在の感染の状況についてでございますが、まず全体として非常に厳しい状況
でございます。委員御指摘のとおり、一日に20人程度感染が出るという日も出てきているという状況でございます。そうした中でここ1、2週間の感染傾向を見てみますと、感染経路が特定をされている患者というのが多い状況でございます。すなわちクラスターの発生として囲い込めた中で感染者が見つかるケースやそして、感染者

からその家庭内に持ち込まれて感染が拡大しているケースが多いものと考えております。感染経路不明の方も人数としては多いのですが、割合としてはやや全国に比べて低い状況だと認識してございます。

白井副委員長 感染経路が特定されていればいろいろなことが追いやすい、また対策も打ちやすいということもあろうかと思しますので、それについては少しいいのかなという思いはあります。

次に、今、山梨の重症者の対応の病床の確保数あるいは今の使用状況、あと、どうしても重症者がいると主にそういった医療従事者の手が非常にそこに取られるということもありまして、主に看護師の皆さんの不足状況、また、今後の見通しのようなもの、もし、仮に不足した場合にどのような対処方法が想定しているのかということ伺います。

高橋増進課長 重症患者についてでございますけれども、現在の病床の確保数は、県立中央病院と山梨大学医学部附属病院の2病院合わせて13床確保している状況でございます。現在、重症患者として入院されている方はいないという状況でございます。

齊藤医務課長 大変患者の方もふえてきた中、最前線で対応に当たっていただいている看護師の確保、非常にこれは大変な状況となっているところであります。ただ、幸いにも他県でいわれているような看護師が不足しているという状況については関係病院、または関係団体から聞き取った限りでは大丈夫だと聞いております。

あと、一時的に病院の中で不足感が出た場合の対応ですけれども、これも想定しておりまして、現在、県下の病院にお声をかけさせていただきまして応援体制を組んでいるところであります。事前に、登録をしていただく仕組みで進めておりまして、今のところ30病院、50チームほど事前に登録をいただいております、まさに患者がふえたことにより看護師の不足が生じるといったお声があれば、臨機応変にほかの病院から応援を派遣するというところを考えているところでございます。

白井副委員長 看護職員の確保、不足に対応するに当たって、今、応援体制を構築しているということではありますけれども、例えばクラスターが出ると本当に一気に数日のうちに相当の感染者がふえるという可能性があるということを見ると、その応援体制だけではなくて、例えば看護協会でも有資格者の方々、今働いてない方とか、そういったところもある程度データをお持ちだったりとかすると思うんですけれども、看護協会との連携について現時点で何か行っていることはありますでしょうか。

齊藤医務課長 まさに委員おっしゃるように、資格がなければ対応に当たれないというものでございますので、4月以降コロナの発生に伴いまして看護協会とは密に連携をとっております。看護協会にはナースバンクという離職をした際に登録をしていただく制度がありまして、病院、後はいろいろな診療所等々で必要に応じて離職した方に声をかけさせていただいて職場復帰につなげていく制度があります。ただ、一方、結婚、育児、その他もろもろの理由で離職されているということで現場経験が戻っていないと、現場の戦力にはなり

得ないということで御本人がちゅうちょしている事例もあります。後は、病院側のほうでも即戦力として期待しているところであって、うまくマッチしていない状況もあります。ただ、その一方で、若神楼、東横インとか宿泊療養施設での健康観察においては看護協会から紹介をいただいた看護師に対応していただいたという事例もありますので、今後ともその場その場に応じてしっかり看護協会とは連携を取ってまいりたいと考えております。

臼井副委員長 確かに現場でやる方々は不安かもしれませんが、本当に例えば大阪府のように、あるいは札幌市のように非常に医療が逼迫するようなことになってしまっただと非常に遅いかと思いますので、いろいろ連携を取りながら、あらゆる手段を講じていただきたいと思います。

続いて、今、例えば東京都とか大阪府、こういったところでは、感染状況というものを都民や府民の方に警告する上で、例えば東京都だと4段階で何かコメントを出すようなことをやっていたりとか、あるいは大阪府だと信号機を使って、今どういう状況かということを示したりとか、あるいは注意喚起を行うに当たりまして、都民、府民の皆さんにも根拠となるようなモニタリングの項目とか、その分析の結果とかというものを詳細にホームページなどを使って公表していると思います。山梨県でも県民の皆さんにそういった注意喚起をするために、今モニタリングは定期的に出していただいているかと思いますが、例えばそういったところはトータル的に総合的に判断をさせていただいて、東京都とか大阪府のように県民の皆様にはわかりやすく何かサインのようなもので警告状況を、今の山梨県内の感染状況というものをわかりやすく伝えるべきではないかと思っております。特に民間企業などで例えば外出とか外食を禁止しているところとか、あるいは出張を控えたり、そういった行動制限をして感染予防をしている企業はたくさんあると思います。ただ、何を判断基準にしているのか。あるいはどうなったらその制限を解除しているのかは、素人という言い方は変ですけども、企業経営者だとそこまでの知恵とか判断基準というのは持ってない方もいらっしゃるもので、そういったところが悩ましいという声を聞きます。私もかかわる法人で職員たちにはそういった行動制限に協力してもらっていますが、終わりが見えない努力になってしまっていますので、本当に疲弊しています。心身ともに疲弊している状況もあります。この点について御見解をお伺いしたいと思います。

高橋増進課長 感染状況をわかりやすく段階としてお示しをすべきではないかという御意見、御質問だったかと思えます。委員御指摘のとおり、現在、毎週金曜日にホームページにモニタリング週報という形で現在の感染状況についてコメントを付した上で専門家会議の先生方にも御意見をいただいて掲載し、周知を図っているという状況でございます。

一方でステージに応じて信号ですとか、段階を決めるということはわかりやすい一方で、単純に段階をわけてしまうことで、今、感染拡大がしている原因と対策というところに目が行かなくなってしまうという要素もございまして、我々の要しているモニタリングの手法では、今週もしくはそこからさかのぼって1カ月の感染状況の現状や増加要因、そしてそれに対する対策をお示ししているところがございますので、まずはこうい

ったものを御参考に一般の県民の方にも注意喚起を図っていきたいと考えております。その上で御指摘のありました企業などへの情報発信については、これはさらに強くしてまいりたいと思いますので、検討させていただきたいと思います。

臼井副委員長 確かにいろいろ見方を変えればおっしゃるとおりの考え方、捉え方というのもあろうかと思いますが、そのモニタリング手法も果たしてどれくらいの方がごらんになっているのか、この点の数字はお持ちでしょうか。

高橋増進課長 どのくらいの方に届いているかと具体的な人数は承知してございません。現在ホームページにアップをしていることとあわせて、市町村や関係団体にもその都度プッシュでお送りをしているという状況でございますので、我々から直接お示しをするのとあわせてさまざまな関係者から県民の皆様へ伝わっていくように働きかけていきたいと思っておりますし、我々としても努力をしてまいりたいと考えてございます。

臼井副委員長 非常にモニタリング手法はしっかりとしたものを細かに分析したものを作成なさっていただいているということ、皆様が努力していただいていることは承知しておりますので、ぜひそれをもしそうであれば、できれば何かもっと広く手に取っていただけるようなその工夫をしていただく、そういったメッセージ性の強いものにしていただくということはとても大切だと思いますので、ぜひその点を継続して御検討いただきたいと思っております。

あと、ワクチンのことをお伺いさせていただきたいと思っております。この間、政府からワクチンが来年の前半ごろなんていうようなことの話も出ているようでもありますけれども、県ではワクチンが供給された際の接種の優先順位、このことについては現時点でどのように考えているのか、お伺いします。

高橋増進課長 ワクチンの接種の順位につきましては、基本的には国の示す方針に従って県としても方法を考えていきたいと思っております。現在、具体的な接種の開始の時期やその方法はまだ政府でも検討段階だと承知をしてございまして、随時情報を取りながら本県としても対応を考えてまいりたいと思っております。

臼井副委員長 大分前の話かもしれませんが、新型インフルエンザのときも、混乱は少なからずあったと思います。私は医療、福祉の関係の仕事をしておりましたので、当時、何かそういった優先順位でいろいろなリストを出したり、うろ覚えで大変申しわけございませんが、あらかじめ準備段階でそういったこともやった記憶があるんですけども、来年の前半ということになると、割と近いともいえますので、こういったことを早目にいろいろと混乱を招かないように整理をしてやっていくことも必要だと思っておりますけれども、ここについては、そういったところまでは至ってないというような状況なんでしょうか。

高橋増進課長 政府においても関係の法案が成立したばかりの状況でございまして、今月中には厚生労働省において説明会が地方団体向けに行われる見込みと聞いてございます。こうした

政府の方針を踏まえて早急に対策を打ってまいりたいと考えます。ただ一方で実施の主体は市町村になるものですから、市町村ともきちんと連携をして情報共有を図りながら体制を構築してまいりたいと考えてございます。

臼井副委員長　それと、あとワクチンのことについては、ニュースでファイザー社のワクチンは保存するにはマイナス70度くらいの冷凍庫が必要で、結構自治体からも問い合わせがメーカーにあるなんていうニュース、報道を見ました。今、山梨県ではそういった動きはどうなっているのか、お伺いをします。

高橋増進課長　御指摘のとおりファイザー社のワクチンについては超低温での管理は必要な状況ということで、それに関係をする機材の用意が必要になってくると承知をしております。この冷凍庫につきましては、国において一括で用意をすると聞いてございまして、その後、政府の動きを待っている状況です。

臼井副委員長　最後になりますけれども、コロナで県民の多くの方が不安感あるいは絶望感のようなものにもさいなまれている状況にあります。個人情報の問題等がありますけれども、できれば適切な情報を適切な時期にできる限り明確に公表すること、あるいは発信していただくことが県には求められていると思います。ぜひ、前向きに検討あるいは研究していただいて、対応をしていただくことを強く要望いたします。

また、知事のメッセージというのも非常に効果が高いと思っています。記者会見も定期的にやっていると思いますけれども、ぜひ知事の直接の言葉で県民の皆さんに、さらにそのメッセージ性の強いものにしていただいて、知事からのそういった声も県民の皆さんに届くような工夫をあわせて要望したいと思います。

(災害拠点病院について)

杉山委員　今、臼井委員からコロナの話がございましたけれども、こういうコロナ禍の中で県内の病院等、本当に大変な状況の中で頑張っているということで本当に頭の下がる思いですけれども、そういった頑張りによって地域の人々の命、健康あるいは安心の支えになっていると思います。そういう意味では病院は最高の福祉政策ではないかと感じているんですけれども、昨今の黒字、赤字とかそういったことで評価されがちですが、そういう意味では病院の充実が地域力、地域の評価になるんだろう、そういうこともコロナの状況の中で感じているところであります。

そういう中で過日、渡辺淳也議員の一般質問の中で、地元の都留市立病院が災害拠点病院の指定に向けて検討しているという答弁がありましたけれども、この災害拠点病院については数年前から地元の市長あるいは病院関係者等々からそういう要望もしてきた中で、今回、災害拠点病院に指定するというに至った経緯をまずお聞かせいただきたいと思います。

齊藤医務課長　災害が起こっては、困りますが、起こったときに備えまして県ではこれまでいろいろな対策を打ってまいりました。富士・東部地域において富士山噴火等が起こった場合に

つきましては、これまでの想定でございますが、富士吉田市立病院と山梨赤十字病院が医療体制を展開することとしていますけれども、被災の状況によりましては両病院におきまして十分に機能しないというおそれが従前から指摘されておりました。今回、富士山ハザードマップの改定等がございますのと、おっしゃるように都留市からの申し出も従前からあったということもあわせて、近隣の都留市立病院を新たに指定するということにさせていただきます。

杉山委員 その災害拠点病院の指定に当たっては当然ながら条件、要件が必要になるかと思えますけれども、そういった要件について、これから都留市立病院が備えなければならないものがあるのか。現在どのような充足状況になっているのかわかれば教えていただきたいと思えます。

齊藤医務課長 災害拠点病院の主な指定要件でございますけれども、1つ目は、二次救急医療機関であること。後はDMATを有していること。後は食料、飲料水、または衛星電話、通信手段を持っていることなどであります。そのうちDMAT以外の要件、例えば食料、飲料水等の備蓄につきましては、病院の御努力でほぼ達成されているところであります。あと、二次救急病院につきましては、従前から御努力いただいているところであります。唯一、DMATだけが残っておりますけれども、今月末、兵庫県で開催が予定されております養成訓練がございまして、こちらに出席、受講していただくことによって充足することとなっております。

杉山委員 DMATを備えれば、ほぼ要件は満たすということになるわけです。そうすると、あと、災害拠点病院の指定に向けて今後のスケジュールがわかれば教えていただきたいと思えます。

齊藤医務課長 明年、まず県と病院とで災害時にDMATを派遣していただく協定を結ぶこととしております。その後、国との協議が実はございまして、本来でありますれば二次医療圏に1つということの条件がございますので、現状ではそのままでは難しいということでございます。ただ、今回の富士山噴火等々の地理的な状況などを厚生労働省としっかり協議する中で、内諾はいただいておりますけれども、最終的な詰め協議を行ってまいります。その後、医療審議会における承認をいただきました後に、国へ最終的な報告をいたしまして、今年度末の指定となります。災害への備えでございますので、早目の対応を心がけております。なるべく2月中には指定をしたいと考えているところであります。

杉山委員 それによっていろいろな効果といいますか、その地域や病院としての効果、2種類あるんだと思えますけれども、こういった効果がこの災害拠点病院によってもたらされるのか。その地域の効果、あるいはその病院自体の効果についてお聞きしたいと思えます。

齊藤医務課長 都留市民の方々におきましては、地元の病院がひとつ大きな機能をお持ちになるというところで大きな安心感につながるものと考えています。また、富士・東部地域の皆様

方におきましては、災害拠点病院が2つから3つになるということで災害の備えが1段階上がると考えております。また、富士・東部地域以外の国中も含めた全県の医療体制のかなり拡充が図られると考えるので、山梨県民にとっても大きな効果があるものと考えています。

杉山委員 　　いずれにしてもしっかりと地元の都留市と連携を取りながら進めていただきたいと思います。

それから先ほどの臼井委員の質問の続きですけれども、今、コロナが大変な状況の中で、例えば陽性者が出れば陽性者自身も大変ですけれども、関係する人、関係する職場等々にも大変な影響が今あるわけです。そういった状況の中で例えば陽性者が出たときに、例えば職場あるいは店舗等々に休業要請などが出るわけですけれども、そういった何日間休むとか、例えば学校でいうとわかりやすいかもしれないですけど、例えば1人出たときに、学級閉鎖にするのか、学年閉鎖にするのか、学校を休校にするのかといろいろなランクがあると思うんですけど、そういったものは基準があるのか、あるいはどこの判断でそういったことをしているのかお聞きしたいと思ったんですが、質問わかりますか。

高橋増進課長 　　感染者が発生をした場合の周囲への行動制限やその他の措置をどうかけるかという御質問かと思えます。まずは、感染者が発生をした場合には、その方と濃厚接触に当たる方というのは2週間の自宅待機、健康観察がありまして、PCR検査等の検査を実施することになってございます。この辺りについては、その地域を管轄する保健所において行うことになっています。一方で委員から御指摘のありました学校については、その学校を休校とするか、一部休校とするかについては学校長や設置者の権限で行うものでございまして、疫学的な観点から保健所がアドバイスや相談に乗った上で最終的には御判断をいただいているものと認識をしております。

(障害者支援施設の民間の譲渡について)

望月(利)委員 　　先ほど99号で提案があった部分の内容ですが、民間による障害福祉サービスの整備がある程度進んでくる中で、県は高度な専門性とか、あと採算面で民間の実施が困難な部分以外は民間に譲渡していくという方針のもとで今回の提案があったと思いますが、その中で去年2月の定例会であさひワークホーム、梨の実寮、そしてあゆみの家の3施設で進んできたと記憶していますが、あゆみの家の部分が今回提案もされていないということで非常に気になっているんですが、その経過についてお聞かせいただけますか。

古澤障害福祉課長 　　あゆみの家についてでございます。あゆみの家につきましては、梨の実寮とあさひワークホームと同様に民間へ委譲するという方針のもとで、同じように7月から公募実施をいたしました。応募者がいなかったということでございまして、さらに条件等を見直しした中で9月に再公募を実施いたしましたが、それでも応募がない状況でございました。譲渡先として現指定管理者にお引き受けをいただくようなことも想定しながら進めてまいりましたけれども、判定価格等をお示しし、公募をしたわけですけれども、金

銭的な理由から購入は難しいと御判断をされたということで、今、再々公募についても検討してきておりますけれども、私どもも引き受け先を当たったりしたのですが、難しいような状況でございます。あゆみの家のように精神障害者を地域移行させるための機能訓練というような技術訓練をする施設はほかにもございませんし、そういう人材も、今、指定管理をされている法人くらいしか育ってきていないということもございまして、現在、指定管理者制度を導入しておりますけれども、これを継続するような方向も考えながら、今いろいろな調整を進めさせていただいている状況でございます。

望月（利）委員 県のホームページにも掲載されていますが、公募型ヒアリング調査、サウンディングという調査をされたということですが、この調査の内容や手法について、お聞かせいただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 今、サウンディングというお話をいただきました。2回公募をして引き受け手がなかった中で、売却価格については鑑定額がございまして、その価格自体を変えるということとはできないのですが、何か工夫ができないか個別に話が伺えればということで、ホームページを使って意見をいただくということもさせていただきましたし、個別にもお話を聞かせていただいたのですが、その整理を行っても再々公募に手を挙げていただける方たち、法人がないという状況でございました。

望月（利）委員 今、価格という話が出ました。私もそこがネックではないかと思ひまして、先ほど99号の審査のときに質問をさせていただきました。梨の実寮992万円、あさひワークホーム2,113万円、そして今回、あゆみの家が恐らく9,000万円以上ということでもかなり価格に差があると思ひますが、この辺が非常にハードルになって手を挙げていないという状況だと思ひますが、もう詳しく教えてください。

古澤障害福祉課長 この施設が平成18年の施設ということで新しいということがございまして、今お話のありましたとおり、9,000万円ほどの額となっております。この価格自体が法人にとっては高いという考えになったのではないかと考えております。

望月（利）委員 指定管理を委託するに当たって経営状況とかで引き受けられるかという部分、また昨年2月の定例会の方針を出して以降、そういう見込みもありながらこうやって進んできたのではないかと思うのですが、見込み違いという部分もあると思ひますが、何が原因だったかということもお聞かせいただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 見込み違いだったといえばそのとおりでございまして、これまで開設当初からやっていただいている法人であります。その法人ともこれまでお話をさせていただきながら来ているということで、そういう方向でと認識をしてきているということでございましたけれども、結果的に折り合わなかった、やってみなければわからなかったという状況でございます。

望月（利）委員 金額的なことに戻りますけど、平成18年と御答弁が先ほどありましたが、建物、土地についてはどのような形態になっていますか。梨の実寮、あさひワークホーム、そして今回のあゆみの家ですが、お聞かせいただけますか。

古澤障害福祉課長 土地につきましては、今回、上程させていただきました2施設につきましては県有地になっております。あゆみの家につきましては、土地につきましては、病院機構の土地になってございます。

望月（利）委員 土地が病院機構の持ち物ということですから、土地の代金というのは非常に高いのではないかと考えております。先ほど調べたのですが、病院機構の土地の売却価格が1,730万ということですので、ですからその部分の足かせが非常に大きいのではないかと考えております。例えばスムーズに進めるのであれば、病院機構から一度県が購入して、それからもう1回転売するとかいろいろな手法があるかと思いますが、そこはこれ以上詰めませんが、3月に指定管理が終了してしまうということになってきている。非常に利用者の不安が募っている状況だと思います。今後ですが、指定管理を続けていくのか、それとも売却のほうで努力していくのか、その方針についてお聞かせいただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 今後の方針についてでございますけれども、この施設自体を存続させていかなければいけないという認識でやっております。ここまで来ておりますので、指定管理を続けていきたいと思っております。来年4月1日からは指定管理で引き続き受け入れができるよう進めていきたいと考えております。

望月（利）委員 そういう方針を早く打ち出して利用者の安心感、不安感を払拭していくことが大事だと思います。指定管理を一方では継続していく。でも一方では買って来て、売却して来てということになると不公平感というか、高く買って来なかったからごねるような、そんなことはないと思うんですけど、そういう感覚もあると思います。整合性についてもしっかり取っていただきながら、全体で納得していただきながら前に進めていただければと思っています。

最後ですが、利用者の継続利用をしっかり担保していくための意気込みをお聞かせいただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 あゆみの家につきましては、お話をさせていただきましたけれども、引き続き存続をさせて利用者を受け入れて、2年ほどになりますけれども、支援をして地域移行をさせていくという仕組みでございますので、しっかり運営が乗るように指定管理の方向で4月から引き続きできるようにやっていきたいと考えています。移譲というところについては、少し慎重に検討させていただきたいと思っております。

主な質疑等 教育委員会関係

※第117号 指定管理者の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第103号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(科学館感染予防対策強化事業費)

鷹野委員 科学館の運営費ということでございますけども、県立科学館は私も子供のころよく連れて行ってもらったところがございますけど、特に児童とか生徒、親子連れが非常に多いところですので、感染症対策というのは非常に重要だと思っております。そういう中で所要の補正予算の計上がございましたのでお伺いいたします。

今年度、特に新型コロナウイルスの感染症対策が講じられて、運営していると承知していますが、科学館の現在の利用状況等をお伺いしたいと思います。

山岸生涯学習課長 感染症への対策といたしまして、今、科学館でプラネタリウムや実験工作室などの人数制限を行っているところですが、そうした状況におきまして、今、来館者数は10月が1万13人、11月が7,236人ということで前年度同じ時期と比べますと、10月、11月ともに25%程度の減という状況になっております。ただ、その前の8月ですと、前年の同じ時期と比べて62%の減、9月は31%の減と減少幅は徐々にではありますが縮小傾向にあるといえます。なお、11月の県民の日を含む連休期間が4日間ありましたけれども、2,000人を超える来館者があったところで、これからまたふえてくるのではないかと考えております。

鷹野委員 今、利用状況を見ますと、徐々にふえてきているということでありますので、さらに感染症対策が必要だと思っておりますが、低減するためにサーモグラフィックの物品、6月補正の折にも整備済みであると記憶しておりますけども、改めて今回整備するという必要

性について伺いたいと思います。

山岸生涯学習課長 前回整備したものですけれども、これは一人ずつその場で立ちどまりまして額を近づけて体温を測定するサーモグラフィで2カ所の入り口に現在設置をしているところがございます。現在、先ほど申し上げましたとおり、来館者数が増加していること、また団体の利用もふえてきておりますので、立ちどまらずに多くの人を一斉に検温できるウォークスルー方式のサーモグラフィを新たに導入することで、来館者が今後さらにふえましても検温待ちなどの状態をつくらないで入館していただくことが可能になると考えております。

鷹野委員 今回の整備内容について、今お話いただいたとおり理解したところでありますけれども、前回整備したものがあっても意味もつたいないというか、使わない手はないと思うんですけども、有効活用をする手立ては何かお考えでしょうか。

山岸生涯学習課長 委員御指摘のとおりでございますので、そちらにつきましては職員用の通用口、また業者等が利用する業務用の入り口などがございますので、そこに設置いたしまして引き続き活用を図ってまいりたいと考えております。

鷹野委員 科学館は先ほど申し上げたように、科学に興味がある親子連れ、子供等が来るところだと理解しております。そういうことで感染症対策をしっかりと行っていただきまして、多くの方に安心して来館いただけるように、さまざまな体験等を楽しんでいただけるように、今後とも努力をしていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第112号 動産購入の件

質疑

(動産購入について)

宮本委員 課長からお話がありましたように、プロジェクターを使って先生が生徒児童に見せるだけではなくて、生徒同士の資料やさまざまなものが共有できるという意味で非常に効率化が図られるということと、ICTを使うためには当然共有というのがキーワードですので、プロジェクターというのは必須のアイテムだと思っております。今回、県立学校39校分843台ということですが、各学校にどのように配置するか、まず伺います。

荻野高校教育課長 各学校の全ての普通教室に加えて、例えば理科教室など使用頻度の高い特別教室でもプロジェクターが使えるよう、それぞれ学校の状況に応じて必要な台数を配置することとしております。

宮本委員 それは、今おっしゃったのは、普通教室以外にも必要と思える教室には配置するという認識でよろしいですか。

荻野高校教育課長 そのとおりでございます。

宮本委員 今回約1億2,000万円の予算ということで結構大きい額ですが、843台で割ると大体1台当たり14万7,000円弱ですか、プロジェクターが安いのか高いのかは一概にはいえませんが、比較的高い部類に入るのではないかという印象を受けておまして、それはそれなりにスペックを見たと考えておりますので、まずどういうスペックでどのようなものなのか、そしてどのように活用するのかお伺いしたいと思います。

荻野高校教育課長 今回整備するプロジェクターにつきましては、単焦点で教卓から黒板に近い距離で投影可能なものになってございます。さらに、無線で教員のパソコンとつなぐことができる仕様となっております。

それから活用の仕方ですが、プロジェクター用のスクリーンもあわせて導入いたしますが、より鮮明な画像、映像等を映すことができると考えております。さらに、プロジェクターの性能が高度なため、直接黒板に投影することも可能ということで、教員のニーズに応じて活用いただきたいと考えております。

あと、授業では、生徒の模範的な記述をみんなで共有する画面ですとか、国語の文章、板書は時間がかかりますので、そういうものを提示、あるいは数学の図形、グラフ等を投影しながら教員がコメント等をつけ加えることによって生徒の理解力を高めるというさまざまな活用ができると考えてございます。

宮本委員 スペックは決まっているんですね。これからですか。どういう商品なのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

遠藤ICT教育推進監 詳細につきましては、私から御説明させていただきたいと思います。今回、整備するものにつきましては、メーカーはリコーの単焦点のプロジェクターになります。先ほど教卓から黒板に映すことができるという説明がありましたが、約80センチの距離がございまして、この80センチで約80インチの大画面の映像を投影するということができます。また、カーテンをしなくても投影されたものがわかるような明るさも兼ね備えた機種ということでございます。

宮本委員 これを導入することでどのような効果といたしますか、これまでとどのように変わるのかを教えてくださいませんか。

荻野高校教育課長　さまざまな活用が考えられると思われませんが、一例としては、教員が黒板に板書する内容をあらかじめ電子的に作成しておくことで、板書の時間を短縮できるということが挙げられると思います。その短縮により生まれた時間を例えばグループで話し合ったり、あるいは生徒が発表したりという時間に充てることにより、生徒がより主体的に学べるように授業を変えていくことができると考えております。

宮本委員　最後に、9月議会でも教員の方々のICTのスキルアップについてお伺いしたのですが、端末やあるいはオンライン、さまざまな技術によってこれまでのチョークと黒板からプロジェクターに変わること、恐らく本当にスキルがある方だと効率的な授業ができて教員の多忙化の解消、そしてよりよい学びにつながると思うんですが、使いこなすためには、どのような取り組みを今後、教育委員会はされていくのかお伺いして最後にします。

荻野高校教育課長　まず、今回整備するプロジェクター等を使いまして、各学校において、さまざまな形でICTの活用などの校内研修に取り組んでまいりたいと考えております。また、現在、教員研修の中核となっております総合教育センターにおきまして、新年度に向けての研修内容の検討を進めているところでございますが、例えば各教科等の研修においてICT機器を活用した実践例を取り扱ったり、あるいは教科の特性に応じまして授業実践の演習を取り入れたりということを考えて、教員のICT活用指導力向上に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

望月（利）委員　約1億2,000万円、一括購入ということで、今回、議会の議決がということで提案されたわけですが、普通、素朴な疑問ですが、こういうプロジェクター類の購入は、例えば学校によってまちまちであって、足りないところにはその学校単位で購入したりしているのに、今回一括購入という形で踏み入った理由は何でしょうか。

遠藤ICT教育推進監　今回のプロジェクターの購入につきましては、台数も多く、金額も高かったことから、政府調達に関する協定に該当する、いわゆるWTOの案件ということで、各学校が購入するという分割した購入が認められていません。分割の発注調達は禁止されているというものでございます。協定の適用回避を目的としない場合についても適用回避の誤解を受ける可能性があるというところで、品目、納期を同じくする調達については分割調達ということはしていない状況でございます。

降旗理事　ただいまのICT推進監の答弁の補足をさせていただきますが、今回、全国的にコロナの関係がありまして、小学校、中学校、それから高校にICT機器の整備を進めるとい、この流れが加速をしているところでございまして、生徒の端末もそうですが、その周辺機器でありますプロジェクターや書画カメラとかこういった学校のICT環境の整備を進める必要があると、こういう必要性から今回プロジェクターもあわせて購入の検討を進めてお諮りをしているという背景でございます。

望月（利）委員 コロナ禍において遠隔授業とかICT活用を加速させたいという説明はよくわかりました。先ほど説明があったWTOの分割購入できないという部分、分割購入した場合と今回の一括購入のメリット、どのくらいメリットがあるのかというところ、予算を使い勝手のいいというか、使える予算をどんどん使って効果的にということだと思いますが、メリットだけ教えてください。

遠藤 ICT教育推進監 分割ではなくてこうやって一括で購入することによって、金額が一般的には大量に調達することから価格が安くなるというメリットはあるということです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-16号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

鷹野委員 請願事項の各項目を見ますと、少人数教育施策はぐくみプラン、県立高等学校長期構想、やまなし特別支援教育推進プラン等に基づいて、それぞれ取り組みを行っており、教育環境の整備・充実に順次努めていると承知しています。

また、知事は、本県公立小中学校への25人を基本とする少人数教育の推進に向け、まずは、令和3年度から、小学校1年生に25人学級を導入することとしており、今年度においても、少人数教育推進に関する方向性について、議論がなされている状況であります。

知的障害特別支援学校の大規模化解消については、やまなし特別支援教育推進プラン2020に基づき対応しており、設置基準策定についても全国都道府県教育長協議会等を通じて国へ要望を行っている状況であることから継続審査とすることが妥当と考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(教員採用試験の状況について)

杉山委員 今、学校現場の先生方の激務と申しますか、そういったことが問題になっていますけれども、ことしはコロナの状況の中で消毒等の大変な仕事がふえていて、人材確保というのは重要なことだと思います。そういう中で、今朝の新聞にも載っていたんですけども、来年度の教員の採用試験において、体育、音楽の実技を廃止するなど条件を一部緩和する報道がございました。そこで本年度の教員採用試験の状況についてお伺いをしたいと思います。

中込義務教育課長 それでは、本年度の採用試験の状況についてお答えいたします。本年度でございますが、受検対象年齢を59歳まで引き上げるなどの改正を行い、最終的に小学校教諭165名、中学校55名を初め合計292名に対し、9月下旬に内定を出しました。倍率は3.1倍という状況でございます。

杉山委員 その教育現場の人材確保ということで、これまでも教育委員会としてはいろいろな工夫をしながら努力をされてきたことは承知しているんですけども、今回、体育や音楽の実技を廃止するという報道がありましたけれども、そういったことの影響というものはないのか、あるのか、お聞きしたいと思います。

中込義務教育課長 まず概要でございますけれども、来年度の選考試験の大きな変更点として新聞でも報道されておりますけれども、二次検査の通過者に対し、条件を設けて次年度一次検査を免除することとしております。議員御指摘の体育、音楽の実技検査の一部廃止につきましては、小学校教員志願者に対しての廃止でありまして、採用後、全員に実技研修を義務づけて技能の向上を図っております。また、教員免許の保留を条件にしておりますので、実技能力が担保できる等のことから廃止としております。全国的に見ましても、30都道府県が何らかの免除を行っておりまして、そのことに鑑みまして志願者の負担軽減を行い、引き続き人材の確保を図ってまいりたいと思っております。

(学校の新型コロナウイルス感染症対応について)

杉山委員 いずれにしても、これからの山梨を担う子供たちを育成するわけですから、ぜひこれからも志願者の増加というところに努めていただきたいと思います。

それから次のテーマですけれども、今、コロナ禍で大人の社会はある意味すごく混乱をしている状況の中で、子供たちは多分そういうことを一番敏感に感じながら大きな不安の中で過ごしているのだらうと思います。今朝も小さい子供がマスクをしながら登校している姿を見ながらここに来たんですけども、子供にとっては学校に通学をして日々クラスメイトと机を並べて授業する積み重ねが大きな糧にもなるし、思い出にもなると思います。私たちは努めて子供たちのためにそういうことを実現していかなければ

ならないと思うんですけども、今、例えばコロナの陽性者が出ると大変な影響があるわけですけども、陽性者が出たときに学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖とかいろいろな対応があると思いますが、その判断をどうするのか、どういった基準でされているのか、お聞きしたいと思います。

上田保健体育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。陽性者が出た場合には、まず保健所が調査に学校に入ります。そして、一般ですと濃厚接触者にとどまるわけですけども、学校においては学校の特殊性からその周辺にいる接触者ということで、濃厚接触者に当たらないけれども検査を受けたほうがいだろうという児童生徒も特定いたします。

そして、特定された児童生徒に検査を受けていただき、その状態が明らかになるまでの間、学校を一旦とめます。そして、再開という形になります。ですから濃厚接触者等のない場合にはとめるということ、臨時休業ということをしなくても構いません。それは、まずは保健所の判断、その判断を得た上で学校が市町村教育委員会と相談しあるいは校医と相談しながら決めていく形になります。

杉山委員 保健所と相談してということで、保健所からは例えば学年を閉鎖するべきだとか、そこまでのアドバイスとか助言があるわけですか。そうではなくて、状況をアドバイスされて最終的に例えば学年を閉鎖するとか、学校を閉鎖するのは学校長なり現場サイドが最終的にどこまでの閉鎖という制限を判断するのか、もう一度お願いします。

上田保健体育課長 保健所からは濃厚接触者や接触者の特定がなされまして、その後、設置者と学校とそして校医等が協議をいたしまして、いつまであるいはどこまでの学級閉鎖あるいは学校閉鎖するのかということを決定いたします。ただ12月に新たに生まれた衛生管理マニュアルによると、まず学校の閉鎖がありきではなくて極力継続するということを前提に、やむを得ない場合には閉鎖というようなことが指導されております。

杉山委員 今おっしゃるように、当然、こういう未知のウイルスということで大事を取ってということも当然あるんでしょうけれども、子供たちを考えれば、極力、当然最低限の安全対策を取りながら子供たちが授業を受けることができるように、そのような考え方で進めていただきたいと思います。

それからもう一つ関連するのですが、今、子供たちもコロナ対策をしながら授業を受けたりしているわけですけども、一つ気になるのは、学校における体育だとか部活のスポーツの授業において、マスクをつけながらそういう運動をしているということを知ったことがあるのですが、当然、感染防止も必要でしょうけれども、マスクをつけることによるリスクといいますか、そういったことも考えるとどうなのかと疑問を感じるのですが、現状、学校現場で体育、部活、クラブ等の授業でどういった対応をされているのか、お聞きしたいと思います。

上田保健体育課長 運動の場面でのマスクの着用に関してでございますけれども、身体的な距離が取れば必ずしも着用しなくてもいいというように、衛生管理マニュアルではそのように指

導があります。しかし、例えば体育の授業を想定しますと、集合して先生の話聞く場面ではマスクを着用し、運動が始まって身体的な距離が取れる場面では外すということで、その場面に応じてマスクをつけたり外したりということを各学校で行っていただいているところでもあります。

杉山委員

当然、感染防止というのは大切なことだと思いますし、子供たちは先生の言うことであれば聞くわけです。そういう意味では状況判断を先生がしっかりして、逆につけている子がいれば、距離が取れているんだから外していいというくらいのことをして、健全の中でそういった授業を受けられるようにしていただければと思います。

(少人数学級の推進について)

宮本委員

私は3点ほどお伺いします。1つ目は、コロナ禍における少人数学級の推進についてということです。具体例ですが、山梨県加納岩小学校で来年、令和3年4月から、小学校2年生、今は2クラスですが、これが3年生に上がると1クラスになってしまうということで、保護者の方々から署名活動が行われている状況です。どういうことかといいますと、学年生が42名おまして、うち特別学級に所属が4人というところで、小学校2年生だと今35人学級なので42人だから2クラスですが、3年生から40人学級、特別学級も入れると40人切るのですが、1クラスの編成になるということで、当たり前ですけど、今、コロナが蔓延している中で、これまで2クラスだったものが当然1つになればそれだけ感染リスクが高まるということで、保護者の方々が署名活動をしているということです。

そのことについて、幾つかお伺いしたいのですが、当然、県として今グリーンゾーンということでこれだけ飲食店などで感染リスクを減らすための努力をしている一方、そういう小学校などの学校現場でもかなり感染者がふえてきている中で、それと全く逆の感染リスクが高まるような形でクラスを2つから1つにしてしまうということがよいのかどうか、考え方についてお伺いしたいと思います。

中込義務教育課長

2年生から3年生に上がる段階で人数により2クラスが1クラスになってしまうクラスが幾つかあるということは承知をしております。現状、当該の学級において先ほど委員のおっしゃいました38名ということで40名を下回っているという状況ですので、国の定めた教職員定数の標準法に基づきますと、現状では2クラスにすることは非常に難しいと思っておりますが、県独自の配置で非常勤職員を配置し、その中できめ細かな指導、必要があれば教科によっては分けて行うということは可能だと思っております。

加えまして、特別支援学校の子供たちが4名いるということですがけれども、定数上の教員配置が特別支援学級にもされておまして、国が定める1クラスの標準が8人ですがけれども、本年度から本県は独自に7人引き下げて手厚い指導をしている状況でございます。

宮本委員

非常に詳しい答弁をいただきました。確認ですが、現状では、令和3年度の4月にク

ラスは1つにするということによろしいですか。

中込義務教育課長 基本的におっしゃるとおりでございます。ただ、これは市町村の判断になるわけですが、県費の負担教職員が配置されている学校で、当該学年にその方を配置して2クラスに分けて運用するということは可能です。繰り返しになりますが、その判断は市町村で行うということになっております。

宮本委員 2つのクラスが1つになると当然、感染リスクが高まります。いかがですか。

中込義務教育課長 感染リスク高まるかというところは、私も専門的なところはわかりませんが、感染防止マニュアルの中では、現状として特に小学校の段階では感染のリスクはそれほど高くないという表現でしょうか。高くなるとも言っておりませんし、それほど高くないというような表現がされていますので、それにのっとって対処していくということになると思います。

宮本委員 教育委員会と県の執行部は違うといえは違うのですが、長崎知事がこれだけ感染リスクを減らすためにさまざま施策を打っていく中で、市町村に丸投げという表現はいかがなものかと思えますし、知事の公約の中で少人数学級を段階的に進めていくという中で、しかもコロナがこういう形で流行っている中で、コロナがなければ多分こういった署名は起こらないと思うのですが、要するに親の気持ちになれば当たり前ですけど、自分の子供がこれまで2つのクラスだったのが1つにまとめられてリスクが高まるという一般的な考えからすればやめてくれと思うのは当然なわけでありまして、県としてそういったところに対して、しっかりと予算組んでいくという考えはないのですか。県内にどれだけあるということは、また後でお伺いしたいと思いますけれども。

中込義務教育課長 新型コロナウイルスの感染防止というところでは、子供たちも教員も十分に対応している状況でございますけれども、現在行っています学力向上支援スタッフ配置事業というものがございまして、こちらは臨時交付金等を使っているわけですが、来年度も予算付けされるか現段階ではわかりませんが、これが継続された場合には、少人数に分けての指導が可能であるということで、市町村教育委員会と連携しまして、子供たちが安全安心な生活が送れるように努めてまいりたいと思っております。

宮本委員 先ほど、課長は市の判断だとおっしゃったような、私はそうかもしれないけれども、目の前にそういう子供たちがいて、ある意味このコロナ禍において子供たちが安全に学ぶ環境をつくるのは我々大人の責任だと思います。それが市の責任だという形であるいは県だ市だと言って回避するのは、いかがなものかと思えます。これについては、この委員会という公的な場で申し上げますが、県の予算なのか、あるいは国の何らかの支援制度を使うのかわかりませんが、子供たちの感染リスクをしっかりと予算を取って、先ほどおっしゃった臨時職員の規程の詳細は、正直わかりませんが、2つのクラスにする、そういった形にしていきたいともう一度言いますが、いかがでしょうか。

降籬理事

委員の御指摘はそのとおりだと思っております、コロナの感染症の対策につきまして、市町村教育委員会で学校管理マニュアルに基づいてやっていただきます。今、中込課長から答弁をしたとおりというところですが、現在、我々、県の教育委員会もコロナの関係、それから少人数教育の推進をしていくべきと考えておりますが、今、政府の教育再生実行会議でもコロナ禍における新たな学びということで、クラスサイズの議論をしていたり、来年度の予算編成で文部科学省と財務省で予算の調整が進められていますので、こうした国から示される来年度の予算の支援、こういったものを我々県もしっかりと受けとめて、できる限りの努力を進めていきたいと考えているところでございます。

(教員免許について)

宮本委員

大変前向きな答弁をいただきました。本当にコロナ禍じゃなければ問題ない。問題ないこともないですけど、命にかかわったり、健康にかかわることではないのであればいいかと思うのですが、今、降籬理事がおっしゃってくださったように、国のさまざまな方針を含めてしっかりと進めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

2つ目は、11月10日に都留市の教員の方がわいせつで逮捕された経緯に鑑みて質問ですが、私も驚いたのですが、もし児童生徒にわいせつ行為をした教員が懲戒免職で教員免許を失っても3年経過すれば再取得ができるというのは本当ですか。

中込義務教育課長

委員御指摘のとおりで、3年間たつところで免許が失効になりますけれども、そこで取り直すと教職に就くことは可能ということでございます。ただ、先の9月の段階に、免許に記載される過去の処分歴が今までは3年間だったものが変更されまして40年間は記録され、過去にさかのぼって検索ができるという制度に変わっております。採用段階で過去の処分歴等を記述するような欄を設けておりますけれども、処分歴等を確認しながら採用に当たっていきたいと思っております。

宮本委員

恐らく官報情報検索ツールで調べられるということも伺っていて、婚姻等で氏名が変わると結局わからないという話も聞いているので、トレースできたほうがいいと思うのですが、ほかの県でそういうわいせつ等で逮捕されて免許取り消して、我が県で再取得して教員を何食わぬ顔でやっているような方はいるのか、あるいはそういう実態は県教委として把握されているのですか。

中込義務教育課長

本県でも懲戒免職になった者がおりまして、その者については失職という形で免許を取り上げるという形を取っております。他県の場合は先ほど申し上げたようなシステムの中で検索をかけてその対象でないかということを確認した上で任用に当たる対応を取っております。

宮本委員

わかりました。平成27年のものなので古いのですが、犯罪白書という白書があるそうで、特にわいせつ関係ですか、再犯率というものが出ていて、強制わいせつが92.9%と、小児わいせつが90.7%、痴漢が99.4%、盗撮が100%、かなり再犯率

が高い。多分、課長も御存じだと思うんですが、国の制度を変更されるのではないかと聞いているんですけど、先ほどの話と同じですが、たまたま11月10日にそういったことがあったのであわせて聞くことにしたのですが、そういう人に教員として立っていただきたくはないと思いますので、ぜひそういったところもしっかりウオッチしていただくことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

中込義務教育課長 御指摘のとおり、小学校の教員として今回の児童ポルノ所持は、本当にあってはならない事案だと思っております。改めて再犯防止に向けて研修等あらゆる機会を通じまして服務規律の確保に努めていきたいと思っております。

(端末OSの選定の進捗状況について)

宮本委員 最後、さきの9月議会で質問しました端末OSの選定の進捗状況についてお伺いしたいのですが、6,000台、端末として多分OSも決めていくと思うんですけども、9月議会に有識者、学校関係者の御意見も伺うという御答弁がありましたが、その後の進捗状況を教えていただければと思います。

降旗理事 先般、御答弁させていただきました高校の生徒用端末の選定の状況でございますが、現在、教育委員会の事務局の中でOSの特徴だとか、どのような機能があるだとか、そういったさまざまな情報収集や整理をしながら、また学校の現場の先生方の意見を伺いながら選定の作業を進めているという状況でございます。

宮本委員 もしわかれば今後のスケジュールを教えていただければと思います。

降旗理事 来年の夏くらいまでに学校現場で整備を進めたいと思っております。次の議会には恐らく今回と同じように動産購入の御審査をいただくということになりますので、それに間に合うように選定手続などを進めていきたいと考えているところでございます。

宮本委員 有識者への確認は会議なのか確認なのかわからないですが、もし会議等を開かれれば、それはオープンとされるという認識でよろしいですか。

降旗理事 基本的には教育委員会の事務局で選定会議というような形で開催をしまして、そこに有識者の先生方に参加していただいて御意見などをいただいて検討を行うと、このようなイメージで開催を考えているところでございます。

(教員の勤務状況について)

臼井副委員長 教員の先生の多忙化のことについて少し伺わせていただきたいと思います。私の自宅の近くに甲府西高校がございまして。甲府西高校は、毎日前を通るのですが、結構夜遅く、一部のフロアというか、教室ではないかもしれませんが、結構同じ場所がかなり夜遅くまで電気がついていることが続いています。恐らく先生が仕事をなさっているのだらうと思っておりますけれども、先生方の在校時間の現状をお伺いしたいと思います。

小俣働き方改革推進監 先生方の勤務の実態ですけれども、県立学校におきましては毎日先生方が出勤、退勤する記録を取っておりまして、それにつきましては四半期ごとに学校でまとめたものを県教育委員会に報告することになっております。そちらにおきましては、先生方の時間外勤務の状況等を把握している状況になっております。今回、働き方改革の取り組み方針の新たな策定に伴いまして、先生方の現在の勤務の状況について10月から11月にかけて調査を行いました。今、集計をしているところではありますけれども、県立学校におきまして平日、これは平均になりますが、約2時間から2時間半程度の時間外勤務をしている状況を把握しています。

臼井副委員長 学校によっても違いがあるかもしれませんが、私も甲府西高校くらいしか見ていないんですけれども、2時間か2時間半かという、多分それ以上いらっしゃるのではないかと思います。在校時間が長い先生は、ほぼ同じ方の傾向が強いのか、あるいは言い方変えれば、何かのある業務を担っている特定の先生が長くなるのか。それとも全体的にほとんどの先生がそういう状況なのか、傾向を教えてくださいたいと思います。

小俣働き方改革推進監 県立学校におきまして先ほども申し上げました勤務時間の実態調査ですけれども、例えば月に80時間の勤務時間を超える先生方の割合というのは、令和元年度でいきますと、約28.6%の先生方が月の勤務時間80時間を超えているというような状況になっております。また、小中学校におきましては、昨年度の資料ではありますけれども、同じように約35.6%の先生方が80時間を超える状況になっています。

臼井副委員長 ぜひ、調査結果を教えてくださいたいと思います。在校時間の上限に関する指針も設けられているかと思いますけれども、四半期ごとに学校から教育委員会に報告されるということですが、逆にそういったものがあることで果たして正確な在校時間なのかどうかという点についてはいかがでしょうか。

小俣働き方改革推進監 委員御指摘のとおり、勤務時間の正確な把握というものは、校長並びに学校の設置者は義務づけられているところでございます。先ほどの議員から御指摘ありました上限方針の中にも、勤務時間につきましては虚偽の申告をしないこと、それから正確な把握に努めることも記載してあります。そのようなことがわかった場合につきましては、教育委員会としても指導していかなければならない部分があると思います。

臼井副委員長 民間の会社だと残業時間が多いと、その管理職の査定が低くなるみたいなこともあると承知しています。ただ、学校の場合、さまざまな業務もあろうかと思いますし、ましてや生徒への対応ということですから、時間は関係なく仕事は発生してくる可能性がある性質のものだろうと思っていますけれども、いずれにしても、恐らくかなり遅い時間までいつも残っているような感じを私は受けさせていただいていますし、近所の方々も甲府西高校の先生遅いね、大丈夫なのか、という話もいただいたりします。しっかりと管理をしていただきたいと思いますし、個人的には改善していくということには、

そもそも教職員の数をふやさないと難しいのではないかと考えていまして、恐らく生徒数が40人をベースに教職員の数が決められていると承知してはいますが、そもそも無理があるのではないかと考えていますが、このことについてはどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

嶋崎教育監 教員の仕事はここまでという限度がありませんので委員おっしゃるとおり、さまざまな課題がある中で仕事が進んでいるのですが、学校現場としましては、行事や会議の選定とともに、教員の働き方に対する考え方を変えていかなければならないと考えております。その上でできるだけ加配だとかそのような手当ができればいいんですけども、限られた予算の中ですので、今、先生方には大変苦勞いただいておりますけれども、県としましては市町村教育委員会と連携する中で、改善を図りたいと考えております。

臼井副委員長 恐らく多分、人数的な問題というのは本当に難しい問題だと思います。一方で、足りないことも事実のような気がしますので、その市町村の教育委員会との連携あるいはこの県の教育委員会の中でも少人数学級、例えば、その義務教育の過程において少人数学級ということで教員の数をふやしていくわけですけども、それと同じようにそういったことに積極的に取り組んでいかなければいけないという思いもしておりますので、現場で働いていただいている先生方の御苦勞を考えると、そういった議論もしていかなければいけないという思いもしておりますので、ぜひ検討あるいは研究も継続していただければと思います。

(スクールサポートスタッフの活用について)

望月(利)委員 私からもまさに多忙化解消という部分と、あとコロナ禍における学校現場ということで、スクールサポートスタッフなどの活用についてお聞かせいただければと思っております。学校現場は新型コロナウイルスの感染症対策として非常に過密な教育日程を行っております。そして子供たちの安全確保と学習担保、感染症対策を踏まえた行事の改変など非常に負担を強いられている状況だと思っております。このような状況下で、本県は文部科学省の予算とコロナ対策のための地方創生臨時交付金を活用して、スクールサポートスタッフなどの加配を行っているという聞いていますが、まずその人員配置などの内容を聞かせていただけますか。

中込義務教育課長 委員から御指摘ありました学力向上支援スタッフとスクールサポートスタッフを現在、配置をしているわけですけども、配置状況でございますが、20市町村から支援スタッフの追加配置が337人、サポートスタッフが265人の申請がありまして、11月30日時点で支援スタッフでございますが、希望配置数の約9割、サポートスタッフは約7割で配置しているという状況でございます。

望月(利)委員 この事業は、ほとんど国のお金100%と承知しておりますが、この県及び市町村の自治体の負担というのはどのような感じですか。

中込義務教育課長 令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の対策交付金を活用していますので市町村の負担はなしということで実施をしておりますけれども、令和3年度におきましては、同交付金が配分されるか不明な状況でございます。

望月（利）委員 新型コロナウイルス感染症の終息というのが見込まれていない中で、新年度になったら突然その現場のスタッフもしくは教員が切られてしまうという状況になってしまったら、今年度の1学期のときのような混乱が生まれてくると思います。学校現場の人員配置、今まで各委員が発言したとおりしっかり堅持していかなければいけないと感じておりますが、新年度予算、国の動向も見ながらですが、県からもさまざまなアクションをかけて予算獲得に向けて努力しなければいけないと思いますが、方向性をお聞かせいただければと思います。

中込義務教育課長 御指摘のとおり、この学力向上支援スタッフとスクールサポートスタッフは非常に学校の中では教職員の負担の軽減、子供たちへの手厚い指導ということで役に立っているという声をいただいている状況でございます。非常に必要性は認めるところでございますけれども、市町村の負担等も考慮した上で実施について見きわめてまいりたいと思っております。仮に令和3年度、本年度同様に交付金等が配分される場合は積極的に推進をしたいと思っております。

望月（利）委員 繰り返しになりますけど、今の御答弁のとおり、県の負担や市町村の負担もふえてくるという予測もあるわけです。ですから今の段階でその手当をしっかりとしてほしい。そして教育現場、子供たちの学び、安心安全をしっかりと守ってほしいと思いますが、最後、その決意というか意気込みをお聞かせいただければと思います。

中込義務教育課長 繰り返しになりますけれども、学校にとっては先生方の負担の軽減、子供たちへの手厚い指導ということで非常に役に立っておりますので、予算が獲得できるように関係機関と折衝をしていきたいと思っております。

（八ヶ岳スケートセンターについて）

浅川委員 八ヶ岳スケートセンターの存続についてでございます。9月の議会で知事が、突然、八ヶ岳スケートセンターの廃止ということを申し上げました。その中で9月の委員会でも私もこのことについてただしたところでございますが、その後、富士・東部のほうですが、県のスケート連盟も7,000名を超える署名活動、それから北杜市も3万人を超える署名活動、それから私自身も本県のスピードスケートの伝統と歴史を誇る北杜高校の同窓会長として署名活動を進めてきたところでございます。これも8,000人を超える署名活動があったわけでありまして、このようにセンターの存続に向けては、地元を含めて中心に多くの県民の方の熱い思いがあると思います。たまたま北杜市の市長選挙がございまして、政争のようなこともありましたので、私も差し控えてきたところでございますが、センターの所管は本年度から教育委員会から知事部局に移管されたところでございます。しかしながらセンターは地元北杜市の小中学校や県立北杜高校の教育

活動の場でもあります。北杜市の子供たちの教育環境を守る立場から何点か続けてお伺いします。

まず1点目は、県内小中学校において冬季にスポーツ教室として、何らかの行事を実施している学校はどのくらいございますか。

上田保健体育課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。平成29年度学校実態調査というものがございまして、3年に一度行っている調査で最新のものは29年度になりますが、この調査によりますと、ただいま御質問がありました授業の一環として冬季スポーツ教室を行っている県内小中学校というのは156校でございます。小学校134校、中学校22校でございます。

浅川委員 どんないスポーツを行っているのか。例えばスキーなら何校、スケートなら何校あるのか。

上田保健体育課長 この平成29年度の学校実態調査によりますと、スケート教室を実施している学校は77校、小学校75校、中学校2校、スキー教室を実施している学校は151校、小学校131校、中学校20校でございます。

浅川委員 今、スケートが77校とお聞きしましたが、このうちスピードスケートを実施しているのは何校くらいですか。

上田保健体育課長 学校の授業におけるスケート教室においては、スケート競技に親しむという観点で行っておりまして、スピードスケートに特化したものはございませんが、部活動においては県内で6校の部活動がスピードスケートに取り組んでいると承知しております。

浅川委員 北杜市内の小中学校がスピードスケートに取り組むのは地域の伝統と歴史を踏まえたものの、スポーツ教室の種目とすることについては前回の委員会でも細かい質問をさせていただきましたが、どのように考えておりますか。

上田保健体育課長 学習指導要領によりますと、教育課程を編成するに当たっては、地域の特性、特色を踏まえて編成するものとしておりますので、スケート教室等と体育的教室の実施についても同様な考え方であると考えております。このことから北杜市の特色等を考えると、小中学校が地域の実情に応じてスケート教室を積極的に行うということは学習指導要領の趣旨にのっとったものではないかと考えております。

浅川委員 学校のスポーツ教室への支援という形の中でお聞きします。そもそも市町村の学校のスポーツ教室の実施については、県教育委員会はどのようにかかわっているのか。また、実施に当たり何か支援しているのかをお伺いします。

上田保健体育課長 先ほども申し述べましたとおり、学習指導要領にのっとり教育課程を編成する過

程で、授業の中で行うスポーツ教室については各校において学習指導要領にのっとって検討実施するものでございますが、県教育委員会といたしましては実施に当たって、留意事項等の指導助言を行う場合もございます。

浅川委員 仮の話ですが、市がセンターを県から譲り受け、教育施設としてさらに何か施設や設備を追加するような場合、県教育委員会として支援することは考えられますか。

上田保健体育課長 冒頭でも委員御指摘のとおり、体育や運動部活動等に使用する県立施設、設備に係る予算、スポーツ振興局に移っているところで、今は教育委員会ではございませんが、例えばスポーツ振興くじの助成金の活用についてはスポーツ振興局と連携しながら、必要に応じて情報を市に提供するなど、できる限りの支援に努めてまいりたいと思います。

浅川委員 力強い発言をありがとうございます。ハード整備、支援が無理なら、子供たちの教育活動の環境を守るため、センターの運営面で何か支援できるか考えられますか。

上田保健体育課長 先ほどの調査の結果、県内70数校の学校がスケート教室を実施ということでやっておりますので、各学校へ八ヶ岳スケートセンターの情報をできる限り提供するという、あるいは小中学校体育連盟等の学校体育関係団体に対して、競技会や練習会等の開催を積極的に利用していただくように周知することが可能かと考えております。

浅川委員 最後に、センターは単なる競技施設ではなく地域の教育活動の場所であり、所管は外れても施設の今後のあり方について知事部局としっかり連携していくべきではないかと思いますが、教育長、これについてお答えください。

斉木教育長 八ヶ岳スケートセンターでございますが、先ほどの私どもからの答弁にもありましたように、県内多くの小学校、中学校あるいは北杜高校を初め、部活動で大変お世話になっている施設でございます。私どもとしましては、直接の管轄が教育委員会から知事部局に移ったことをもって私どもには関係ない話ですというつもりは毛頭ございません。今後も学校教育の大切な場としてお世話になっていくところでございますので、ただ、財政的に私どもが表に出てということとはできないんですけれども、スポーツ振興局と今後も連携を取りながら、さらには学校教育の有効な教育の場として私どもも改めて認識を深めるほか、私どものできる形で携わっていきたいと思っております。

浅川委員 しっかりとした御意見をいただきまして大変安心しております。これからも一緒に頑張らせていただきます。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 継続審査案件調査の場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を令和3年1月22日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

教育厚生委員長 山田 七穂